

## 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に係る事務の手引き

### 1. 証明書の交付について

- (1) 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明は、「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書」(別紙)による申請に対し、市区町村長が証明を行うことをもって行う必要がある。
- (2) 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に係る事務を円滑に実施するため、証明書の交付に際しては、別紙参考様式を活用する等の方法により、注意事項の周知等が図られることが必要である。

### 2. 証明書の交付対象者について

- (1) 特定創業支援事業により支援を受けた次の①又は②に該当する者を証明書の交付対象とする。
  - ① 創業前の者  
事業を営んでいない個人  
(対象となる支援制度：登録免許税の減免(株式会社設立の場合)、及び創業関連保証の特例(事業開始6ヶ月前から利用対象))
  - ② 創業後5年未満の者  
創業を行った個人又は創業により設立された会社であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの  
(対象となる支援制度：創業関連保証の特例)
- (2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定する必要がある。

### 3. その他証明書の交付事務について

- (1) 特定創業支援事業による支援を行った受講者名簿の保存期間、当該特定創業支援事業に係る証明書の交付申請の期限及び証明書の有効期間については、各市区町村において定めることができる。
- (2) 地方自治法第227条及び第228条に基づき、交付申請者から証明書の交付にかかる手数料の徴収について定めることができる。
- (3) 複数の支援措置を受ける等の理由があると認められる場合には、交付申請者に対し、複数の証明書を交付(再発行を含む)することができる。